

農業委員会総会議事録

第10回農業委員会

1. 開会日時 令和7年1月28日（火）午前9時30分
2. 閉会日時 令和7年1月28日（火）午前10時22分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室2

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1番 柴田賢一
- 2番 秋田秀機
- 3番 秋田秀春
- 4番 池山春雄
- 5番 大野和彦
- 6番 坪井宏見
- 7番 大口悦美

欠席者 なし

事務局 2名

事務局長 江崎 建設課長
事務局員 岡島 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 農地法第3条許可申請について
 - (2) 農地法第3条許可申請について
 - (3) 農地法第3条許可申請について
 - (4) 農地法第5条許可申請について
 - (5) 農地法第5条許可申請について
 - (6) 農地法第5条許可申請について
 - (7) 農地法第5条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第4条届出受理状況について
 - (2) 農地法第5条届出受理状況について

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条許可申請について
- ②資料2 農地法第5条許可申請について
- ③資料3 農地法第4条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第5条届出受理状況について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、只今より令和6年度第10回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したのみであります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。お忙しい中、委員の皆さんにはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

1月に入ってまた寒波が来るということで、年明けから気温の上昇下降の幅が大きく、耕作するには難しい年になるのではないかと考えております。

本日は、議案7件、報告事項2件であります。よろしく願いいたします。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者です。農業委員7名中出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

3番 秋田秀春委員と4番 池山春雄委員を議事録署名者に指名しますのでよろしく願いいたします。

【議 案】

秋田会長

本日の議案は7件です。それでは、議案第13号 農地法第3条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第13号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料 1 農地法第 3 条許可申請朗読】

秋田会長

議案第 1 3 号 農地法第 3 条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第 1 3 号 農地法第 3 条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可することと認めます。

秋田会長

続いて、議案第 1 4 号 農地法第 3 条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 1 4 号 農地法第 3 条許可申請について、ご説明します。

【資料 1 農地法第 3 条許可申請朗読】

秋田会長

議案第 1 4 号 農地法第 3 条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第14号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可することと認めます。

秋田会長

続いて、議案第15号 農地法第3条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第15号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第15号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第15号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可することと認めます。

秋田会長

続いて、議案第16号 農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第16号 農地法第5条許可申請について、ご説明申し上げます。

【資料2 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第16号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第16号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第17号 農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第17号 農地法第5条許可申請について、ご説明申し上げます。

【資料2 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第17号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

先程の議案第16号と今回の議案第17号の申請地について、資料の地積の数字と地図で示された面積を比べると地図上の申請地の範囲が間違っているように感じます。

事務局

申し訳ありません。地図上で示した申請地の範囲を間違えております。正しくは、申請地の範囲がもう少し小さいです。

秋田会長

他に質問等もありませんので、議案第17号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第17号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第18号 農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第18号 農地法第5条許可申請について、ご説明申し上げます。

【資料2 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第18号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第18号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第19号 農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは資料2 議案第19号 農地法第5条許可申請について、ご説明申し上げます。

【資料2 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

議案第19号 農地法第5条許可申請についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第19号 農地法第5条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

秋田会長

続いて報告事項にはいります。

それでは、農地法第4条、5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料3 農地法第4条届出受理状況朗読】

事務局

最後に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料4 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第4条、5条の届出受理状況についての報告が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

農地法第5条届出受理報告にありました一時転用案件についてですが、転用の時期は、具体的に決まっているのでしょうか。

事務局

本届出については、令和7年11月15日までとなっております。

B 委員

A 委員と同じ案件についてですが、転用期間の開始日より農地転用の届出日が後になっています。転用前の現況調査に問題はありませんでしたか。

事務局

本届出は、流域下水の整備工事にかかる資材置場の設置のための転用であることから転用期間は、流域下水の整備工事の工期予定を記載してもらっています。申請地は、転用工事前に現場確認をしております。

C 委員

農地法 5 条の許可申請についての質問です。第 1 種農地に該当する農地であるが、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという許可基準に基づいて愛知県に対して意見書を送付するとのことですが、申請地は、集落に接していないと思います。これについては、こういった取扱いなのでしょうか。

事務局

おっしゃる通り、本日の議題の申請地は集落に接しておりません。考え方としては、集落からおおむね 50 メートル以内に存在する農地は、接続しているものと取り扱われます。

秋田会長

他に質問もありませんので報告事項の農地法第 3 条、4 条届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終

了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和7年2月28日（金）午前9：30開始

場所：豊山町役場3階 会議室3

資料：2月17日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時22分終了)

9. 農地転用件数

1 2月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	18	9,922.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	11	4,332.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	14	7,913.30
		1	584.00	豊場				
5条	許可	2	472.00	青山	5条	許可	4	806.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	385.00	青山		届出	25	10,362.00
		0	0.00	豊場				

※ 累計については令和6年1月～令和6年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。